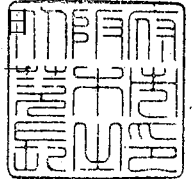


茨木市公告第18号

茨木市人流データ分析ツール導入業務に係るプロポーザル公告について

茨木市人流データ分析ツール導入業務に係るプロポーザルについて、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和8年6月8日
茨木市長 福岡 洋



プロポーザルの概要

1 業務の概要

(1) 業務名

茨木市人流データ分析ツール導入業務

(2) 業務の目的

GPS を利用した位置情報を活用したツールを導入することによる企画立案業務における高度化を図る。

(3) 業務内容

「茨木市人流データ分析ツール導入業務仕様書」のとおり

(4) ツールの利用期間

令和8年9月1日から令和9年3月31日まで

2 当該業務の予算額等

金1,540,000円(税込)

提案額(参考見積額)が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積(本見積)の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

3 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

(1) 本市の物品等入札参加資格審査申請書類を提出すること。候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。

ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の

入札参加資格者名簿にすでに登載されている者については、この限りではない。

- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）若しくは茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第8条第1項第6号に規定する場合又は同項第7号の規定する場合に該当しないこと。
- (5) 過去に、本業務と同種の業務（地方公共団体に対する人流データ分析ツールの導入に係る業務（再委託を受けた場合を含む））で履行実績があること。

5 プロポーザル実施要項について

「茨木市人流データ分析ツール導入業務に係るプロポーザル実施要項」のとおり

6 日程

質問期限	令和8年6月15日まで
質問に対する回答	令和8年6月19日
参加申込期間	令和8年6月8日から令和8年6月24日まで
参加資格審査結果通知	令和8年6月29日
企画提案書提出期間	令和8年6月29日から令和8年7月10日まで
辞退届提出期間	令和8年6月8日から令和8年7月10日まで
審査	令和8年7月21日(予定)
審査結果通知	令和8年7月29日(予定)
ツールの利用開始	令和8年9月1日(予定)

7 担当部署

茨木市企画財政部デジタル戦略課

担当者：和泉、林

T E L：072-620-1607（直通）

E-mail：digitalsenryaku@city.ibaraki.lg.jp